

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17-制度-00069 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17-制度-00069 沿革 (略)</p>	
<p>(損失防止軽減義務)</p> <p>第3条 被保険者は、原則として、損失の発生の中から（貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00001）第4条第14号による事故にあつては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00002）第3条第12号による事故にあつては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00003）第3条第3号による事故にあつては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00004）第4条第14号による事故にあつては決済期限から、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00005）第2条第12号による事故にあつては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00006）第12条第14号による事故にあつては決済期限から、前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00008）第3条第11号による事故にあつては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00011）第3条第12号による事故にあつては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00012）第2条第3号による事故にあつては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生</p>	<p>(損失防止軽減義務)</p> <p>第3条 被保険者は、原則として、損失の発生の中から（貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00001）第4条第14号による事故にあつては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00002）第3条第11号による事故にあつては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00003）第3条第3号による事故にあつては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00004）第4条第14号による事故にあつては決済期限から、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00005）第2条第11号による事故にあつては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00006）第12条第14号による事故にあつては決済期限から、前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00008）第3条第10号による事故にあつては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00011）第3条第11号による事故にあつては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00012）第2条第3号による事故にあつては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生</p>	

<p>が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>附 則</p> <p>この<u>改正</u>は、令和3年1月18日から実施する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この<u>規程</u>は、令和3年1月18日から実施する。</p>	